年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成15年8月5日

私は、A社に勤務し、平成15年8月に賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された申立期間に係る「2003 夏支給控除」及び複数の元同僚から提出された「2003 年夏季賞与明細書」並びに元事業主等の供述により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の社会保険事務担当者から 提出された資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とす ることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、「社会保険に係る関係資料の所在は不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月14日

私は、年金事務所から、A社における申立期間に係る賞与の記録について照会を受けた。当該賞与を支給された記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る普通預金通帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、申立人と同職種の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していたB市から提出された申立人の平成16年度に係る市民税・県民税(平成15年所得分)の回答書により、申立人の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料控除の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書及び普通預金通帳により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立 人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を6万円とすることが必 要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 10 日

私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書と預金通帳の写しを提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間当時のA社に係る賞与明細書及び預金通帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、その主張する標準賞与額(6万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東千葉国民年金 事案 4668

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から41年3月まで

私は、昭和39年8月頃、前夫と共にA市役所のB支所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、厚生年金保険に加入するまで、同支所で夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。年金手帳の国民年金の被保険者資格取得日が同年8月31日と記載されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和39年8月頃、前夫と共にA市役所のB支所で国民年金の加入手続を行い、同年8月31日付けで国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前夫の手帳記号番号と連番となっており、国民年金手帳記号番号払出簿により、42年3月29日に社会保険事務所(当時)からA市へ払い出された番号の一つで、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年4月頃に加入手続が行われたものと推認でき、申立人は、前夫がC組合の組合員資格を喪失した39年8月31日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、上述の国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 39年 12月以前の国民年金保険料は、時効により納付することはできない上、40年 1月から 41年 3月までの保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人が保険料を一緒に納付していたとする前夫についても、申立期間に係る保険料は未納となっていることがオンライン記録で確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出さ れたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年 金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無 く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も 見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4669 (事案 3475 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から45年3月まで

私は、結婚と同時にA市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間は、給料が支給されると1か月分の国民年金保険料を袋に入れ、一期ごとに保険料を納付書で納付していた。私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、国民年金に未加入の期間であることが確認できることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年4月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について証言してくれる者として、申立人の姉、申立人が申立期間前に勤務していた会社の元同僚二人及び申立人がB市内の団地に住んでいたときの友人の氏名を挙げ調査を要望していることから、当該4人に対し、申立人の申立期間の保険料納付について確認したが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人の夫及び申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の夫の母へ聞き取り調査を行うため、申立人に確認したところ、申立人は、「主人は、申立期間における国民年金保険料の納付について分からない。主人の母は高齢で聴取することは無理です。」と述べている。

さらに、口頭意見陳述においても、申立人の主張を裏付ける新たな事情は 認められず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき 新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を 納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4670

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から51年3月までの期間、同年7月から52年3月までの期間、53年10月から56年3月までの期間及び57年4月から60年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から51年3月まで

② 昭和51年7月から52年3月まで

③ 昭和53年10月から56年3月まで

④ 昭和57年4月から60年4月まで

私は、大学在籍中に母から、私が20歳ぐらいのときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を継続して納付していると聞いた。また、昭和60年5月に、会社に就職した際、母から、これ以降は厚生年金保険に加入することになるので、保険料を納付する必要は無いと聞いており、申立期間について保険料が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母から、私が 20 歳ぐらいのときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を継続して納付していると聞いた。」と述べているが、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び当該期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立期間①から④までのほとんどの期間において申立人と同居していた申立人の兄は、「私と妻の国民年金の加入手続は母が行ってくれたと思う。また、私と妻の国民年金保険料は私が用意し、納付は母が行っていた。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の兄、兄の妻及び申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月7日に、

連続した番号で社会保険事務所(当時)からA市へ払い出されていること、及び同市の国民年金被保険者名簿によれば、同年2月25日に各人の51年4月から同年6月までの国民年金保険料が納付されていることを踏まえると、各人の国民年金の加入手続は52年2月頃に行われたことが推認できることから、この時点を基準にすると、申立期間①のうち一部期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、各人の上記被保険者名簿では、申立期間①を包含する各々の20歳から51年3月までの期間、申立期間②、③及び④の保険料は未納となっており、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたとする申立人の母も、上記被保険者名簿によれば、申立期間③及び④の国民年金保険料が未納となっており、当該期間は申立人の納付記録と一致している。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4671

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成元年6月まで

申立期間については、私の父が家族の国民年金保険料をまとめて納税組合の集金により毎月納付しており、両親は申立期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、父が家族の国民年金保険料をまとめて 納税組合の集金により毎月納付していた。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成3年4月30日に社会保険事務所(当時)からA町に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の国民年金被保険者のうち第3号被保険者に該当したことにより被保険者資格を取得した者及び20歳到達により被保険者資格を取得した者の資格記録に係る入力処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われ、その際、申立人が20歳に到達した昭和62年*月*日に遡って被保険者資格を取得したと推認されることから、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に、申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立人の主張と一致しない。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の平成元年7月から3年8月までの国民年金保険料が納付済みとなっているが、当該期間の保険料は、いずれも同年8月30日に収納されたことが確認できる上、申立人の加入手続が行われたと推認される同年8月時点において申立期間の保険料は時効に

より納付することができないことから、その時点で遡って納付することが可能な元年7月以降の保険料を納付したことがうかがえる。

さらに、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏名 検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより手帳記 号番号の払出しの有無について調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日

② 平成16年2月25日

③ 平成16年8月25日

④ 平成17年2月25日

申立期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、私の年金記録において標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、商業・法人登記簿より、平成 21 年 12 月 31 日に解散し、23 年 9 月 16 日には清算結了になっている上、同社の複数の元事業主は、「申立てに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明。」と回答している。

また、B市市民税課から提出された平成 16 年 (15 年分) 市県民税課税台帳並びにA社の元代表清算人から提出された 16 年分及び 17 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額は、オンライン記録に基づき算出したそれぞれの社会保険料の額とおおむね一致することから、申立期間①から④までにおいて、同社から賞与を支給されたこと、及び当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認することができない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合から提出された申立人に係る 適用台帳において、申立期間①から④までに係る標準賞与の記録は確認でき ない。

このほか、申立期間①から④までにおいて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日

② 平成16年2月25日

③ 平成16年8月25日

申立期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、私の年金記録において標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、商業・法人登記簿より、平成 21 年 12 月 31 日に解散し、23 年 9 月 16 日には清算結了になっている上、同社の複数の元事業主は、「申立てに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明。」と回答している。

また、申立人から提出された平成 15 年所得税の確定申告書及び 16 年分給 与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報 酬月額に基づき算出したそれぞれの社会保険料の額とおおむね一致すること から、申立人が申立期間①から③までにおいて、A社から賞与を支給されたこと、及び当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認することができない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人の適用 台帳において、申立期間①から③までに係る標準賞与の記録は確認できない。 このほか、申立期間①から③までにおいて、申立人の主張する標準賞与額 に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は 見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5622 (事案 3258 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から13年10月1日まで A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給 与支給額に比べて著しく低い金額になっていることに納得がいかない。調 査の上、実際の給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについて、申立人が所持するA社に係る平成12年11月の給与明細書及び13年分源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人が同社からオンライン記録における標準報酬月額以上の報酬が支払われていたことは確認できるが、i)12年11月及び13年1月から同年10月までの各月の厚生年金保険料控除額(8,510円)は、当該期間の標準報酬月額(9万8,000円)に見合う厚生年金保険料と一致していること、ii)11年分及び13年分の給与所得に係る源泉徴収票の社会保険料等における控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に相当する健康保険料(介護保険料を含む。)及び厚生年金保険料に雇用保険料を加えた額とおおむね一致すること、iii)申立期間において申立人の主張するとおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、23年3月9日付けで申立期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立期間に係る審議結果に納得できないとして、 再申立てを行っているが、追加調査の結果、A社の元役員は、「当時、社会 保険事務所(当時)に多額の未納保険料があり、未納保険料を減らすため、 営業部の社員の月給を 10 万円として社会保険事務所に届け出をしていた。 申立期間の申立人の標準報酬月額についても、オンライン記録どおりの届け出を行い、その記録(9万8,000円)に見合う厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

また、元同僚が所持しているA社に係る平成12年7月から13年11月までの給与明細書により、当該元同僚もオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき 新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張 する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたと認めることはできない。